○共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例

「昭和36年9月28日 条 例 第 21号

改正 平成20年3月24日条例第4号 平成30年9月4日条例第4号

平成25年4月1日条例第2号 令和元年11月27日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する 降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な 事項を定めるものとする。

(休職の事由)

- **第2条** 法に定めのあるもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に おいては、休職を命ずることができる。
 - (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
 - (2) 学校、養成所その他これに準ずる施設において、その職員の職務に関連があると管理者が認める教育を受ける場合

(降給の事由)

- **第3条** 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、降給を行うことができる。
 - (1) 勤務成績が良くない場合
 - (2) その職に必要な適格性を欠く場合

(降任、免職、休職及び降給の手続)

- 第4条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。
- 2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面 を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

- 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について管理者が定める。
- 2 前項の規定により、定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を

発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 3 管理者は、前 2 項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅した と認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。
- 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事 事件が裁判所に係属する期間とする。
- 5 第2条第1号の規定に該当する場合における休職期間は、1年とする。
- 6 第2条第2号の規定に該当する場合における休職期間は、その教育が終了する までの間とする。
- 7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項、第2項及び 第5項の規定の適用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第 2項の規定に基づき管理者が定める任期(以下「任期」という。)」と、第2項中 「3年」とあるのは「任期」と、第5項中「1年」とあるのは「任期」とする。
- 第6条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。
- 2 休職者の休職期間中の給与は、別に条例で定める。(降給の効果)
- 第7条 第3条各号の規定による降給は、当該職員が現に受けている給料の額に相当する号給の下位12号給以内において個々の場合について管理者が定める。 (失職の例外)
- 第8条 管理者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。
- 2 前項の規定によりその職を失わなかった職員がその刑の執行猶予の言渡しを取 り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第9条 この条例の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月4日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例の規定 は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに受けた休職の処 分に対して適用し、施行日前の休職の処分については、なお従前の例による。

附 則(令和元年11月27日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。